

「介護老人保健施設入所サービス」利用契約書

医療法人社団 栄進会
介護老人保健施設笠間シルバーケアセンターパル

◇ ◆目次◆ ◇

第一章 総則	第四章 緊急時等対応
第1条 (契約の目的)	第12条 (緊急時の対応)
第2条 (適用期間)	第13条 (事故発生時の対応)
第3条 (身元引受人)	
第4条 (契約者からの解除)	
第5条 (事業者からの解除及び入院又は入所による終了)	
第二章 サービスの利用と料金の支払い	第五章 賠償責任
第6条 (利用料金)	第14条 (賠償責任)
第7条 (利用料金の変更)	
第三章 事業者の義務	第六章 その他
第8条 (記録)	第15条 (要望又は苦情等の申出)
第9条 (身体の拘束等)	第16条 (利用契約に定めのない事項)
第10条 (虐待防止に関する事項)	
第11条 (秘密の保持及び個人情報の保護)	

_____（以下「契約者」という。）と介護老人保健施設 笠間シルバーケアセンターパル（以下「事業者」という。）は、契約者が事業者から提供される介護老人保健施設入所サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

（契約の目的）

第1条 事業者は、要介護状態と認定された契約者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、契約者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、契約者の居宅における生活への復帰を目指した介護老人保健施設入所サービスを提供し、一方、契約者及び身元引受人、連帯保証人（以下「身元引受人等」という。）は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

（適用期間）

第2条 本契約は、契約者が介護老人保健施設入所サービス利用契約書を事業者に提出した時から効力を有します。但し、身元引受人等に変更があった場合は、新たな身元引受人等の同意を得て、変更届出を提出していただきます。

2 契約者は、前項に定める事項の他、本契約、別紙1、別紙2及び別表1の改定が行われない限り、初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し事業者を利用することができるものとします。

（身元引受人）

第3条 契約者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、契約者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

② 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、契約者が本契約上当施設に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、契約者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は契約者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、事業者は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は事業者、事業者の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、事業者は、契約者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、事業者は身元引受人に対し、事業者に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(契約者からの解除)

第4条 契約者は、事業者に対し、退所の意思表示をすることにより、本契約に基づく入所サービス利用を解除することができます。

- 2 身元引受人等も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、契約者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(事業者からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 事業者は、契約者及び身元引受人等に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 契約者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
 - ② 事業者において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
 - ③ 契約者の病状、心身状態等が著しく悪化し、事業者での適切な介護老人保健施設入所サービスの提供を超えると判断された場合
 - ④ 契約者及び身元引受人等が、本契約に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合
 - ⑤ 契約者が、事業者、事業者の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、事業者が新たな身元引受人等を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人等を立てない場合。但し、契約者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、事業者を利用させることができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本契約に基づく入所利用は終了します。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

(利用料金)

第6条 契約者及び身元引受人等は、連帯して、事業者に対し、本契約に基づく介護老人保健施設入所サービスの対価として、別紙1の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び契約者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、事業者は、契約者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 事業者は、契約者、身元引受人等又は契約者若しくは身元引受人等が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付します。契約者及び身元引受人等は、連帯して、事業者に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 事業者は、契約者又は身元引受人等から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、契約者、身元引受人等又は契約者若しくは身元引受人等の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(利用料金の変更)

第7条 第6条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

第三章 事業者の義務

(記録)

第8条 事業者は、契約者の介護保健施設入所サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。(診療録については、5年間保管します。)

2 事業者は、契約者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

3 事業者は、身元引受人等が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して事業者が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、契約者が身元引受人等に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他契約者の利益に反するおそれがあると事業者が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

4 前項は、事業者が身元引受人等に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5 事業者は、契約者及び身元引受人等以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、契約者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、契約者の利益に反するおそれがあると事業者が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第9条 事業者は、原則として契約者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、事業者の医師がその様態及び時間、その際の契約者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2)虐待の防止のための指針を整備する。

(3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第 11 条 事業者とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た契約者、身元引受人等又は契約者若しくは身元引受人等の親族に関する個人情報の利用目的を別紙 2 のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 契約者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 契約者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体 の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

第四章 緊急時等対応

(緊急時の対応)

第 12 条 事業者は、契約者に対し、施設医師の医学的判断により対応が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 事業者は、契約者に対し、事業者における介護老人保健施設入所サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前 2 項のほか、入所利用中に契約者の心身の状態が急変した場合、事業者は、契約者、身元引受人等又は契約者若しくは身元引受人等が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第 13 条 サービス提供等により事故が発生した場合、事業者は、契約者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前 2 項のほか、事業者は契約者の身元引受人等又は契約者若しくは身元引受人等が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

第五章 賠償責任

(賠償責任)

第14条 介護老人保健施設入所サービスの提供に伴って事業者の責に帰すべき事由によって、契約者が損害を被った場合、事業者は、契約者に対して、損害を賠償するものとします。

2 契約者の責に帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、契約者及び身元引受人等は、連帯して、事業者に対して、その損害を賠償するものとします。

第六章 その他

(要望又は苦情等の申出)

第15条 契約者、身元引受人等又は契約者の親族は、事業者の提供する介護老人保健施設入所サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(利用契約に定めのない事項)

第16条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、契約者又は身元引受人等と事業者が誠意をもって協議して定めることとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

年 月 日

事業者住所 茨城県笠間市来栖 255-1
事業者名 医療法人社団 栄進会
介護老人保健施設笠間シルバーケアセンターパル
代表者氏名 理事長 豊田 順一 印

契約者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

連絡先 自宅 _____ 携帯 _____

連帯保証人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

連絡先 自宅 _____ 携帯 _____

【本契約第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

身元引受人 ・ 連帯保証人

上記以外の場合 住 所 _____

氏 名 _____ 印

連絡先 自宅 _____ 携帯 _____